

(3) 気象警報等が発表された場合（又は発表が予見される場合）

◎児童生徒在校時の対応

1 警報等発表時（又は警報等の発表が予見できたとき）	実施者
☐ テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報収集体制強化 ☐ 指示・連絡体制の確認 ☐ 教職員及び児童生徒への定期的な情報提供開始 ☐ 周辺校や関係機関との情報共有	☐ 災害対策本部
2 授業中止等の対応の検討・決定	
☐ 教職員及び児童生徒に連絡 ※授業を継続する場合は情報収集・提供を継続 ☐ 教育委員会への報告（※）	☐ 災害対策本部 ☐ 児童生徒班 ☐ 災害対策本部
3 下校対応	
☐ 通学路、交通機関等の状況を把握（自転車下校の可否の判断） （安全が確認できた場合） 注意喚起をした上で、状況が悪化する前に速やかに下校させる （安全が確認できない場合） 留め置き、引渡し等の措置の検討、実施 自転車下校の禁止 （必要に応じて） 保護者への連絡	☐ 施設管理班 ☐ 児童生徒班 ☐ 災害対策本部 ☐ 保護者対応班

◎児童生徒不在時の対応※参集した応急対策要員が以下の業務を実施

1 警報等発表時（又は警報等の発表が予見できたとき）
☐ テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報収集体制強化 ☐ 指示・連絡体制の確認 ☐ 必要な教職員の参集（管理職 等） ☐ 周辺校や関係機関との情報共有 ☐ 児童生徒、保護者への連絡方法の確認
2 休校等の対応の決定・連絡
☐ 各校の授業等の実施基準に基づき対応を決定 ☐ 必要に応じて児童生徒、保護者等に連絡 ☐ 教育委員会への報告（※）

※教育委員会大規模災害等に関する情報伝達実施要領（毎年度当初に県教委から通知）による。